

## クリーンセンター等における自動販売機設置事業者募集仕様書

京都市環境政策局適正処理施設部施設管理課（以下「施設管理課」という。）が行うクリーンセンター等における自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に応募される方は、この仕様書をよく読み、以下の各事項を御承知のうえ、お申込みください。

### 1 設置目的

市有財産の更なる有効活用及び水分補給をはじめとする職員の体調管理の観点から、以下の施設に飲料自動販売機を設置します。

### 2 設置条件等

#### (1) 設置施設、設置場所、寸法上限

別紙1「自動販売機及び販売実績一覧」のとおり。

#### (2) 設置事業者

以下のとおり、設置事業者を募集します（設置場所等の詳細については別紙2「自動販売機配置図」を参照してください）。

決定方法は、「7 設置事業者の決定」を参照してください。

対象施設	対象（仕様書における設置番号）	台数	最低使用料（円）
北部クリーンセンター	北ク①、北ク②、北ク③	3台	
東北部クリーンセンター	東北ク①	1台	
南部クリーンセンター	南ク①、南ク②、南ク③、南ク④	4台	
埋立事業管理事務所	埋立①	1台	
旧塔ノ森埋立用地 （仮設グラウンド）	塔①	1台	
合計		10台	141,255

※ 最低使用料は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの使用料です

#### (3) 空容器回収箱

ア 設置事業者は、設置する自動販売機に併設して空容器の回収箱を設置してください。

イ 空容器の回収箱は、容器の種類ごとに分別可能なものとし、満杯にならないように適切に回収し、回収した空容器は、関係法令等に基づき適切にリサイクルしてください。

ウ 回収箱の形式に指定はありませんが、事前に本市（各事務所等）と協議のうえ、設置してください。

エ 南ク③は環境学習施設内であることから、空容器回収箱には、ペットボトルの適切な分別を促す表示を行ってください。

#### (4) 取扱商品及び販売価格

##### ア 取扱商品

缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（スポーツ飲料、ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類（ノンアルコール飲料を含む。）の販売は行ってはいけません。

##### イ 販売価格

標準販売価格（定価）を上回らない範囲で、事業者において設定してください。

#### (5) 設置機種等

##### ア 基本事項

冷たい商品と温かい商品が同時に販売できる機種としてください。

自動販売機に投入する商品については、種類に偏りが出ないようにしてください。

##### イ 環境対策

センサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯機能を有しているほか、省エネルギー機やノンフロン対応機といった環境対策機能を有した自動販売機としてください。

##### ウ 電気子メーター

設置事業者は、設置する自動販売機に対し、使用電力計測用の電気子メーターを設置してください。

##### エ 来館者向けの表示

南ク③は環境学習施設内であることから、設置する自動販売機本体には、ペットボトルリサイクルの取組について来館者向けの表示を行ってください。

#### (6) 耐震対策等

自動販売機を設置するに当たっては、できる限り建物に負担がかからない方法で耐震対策（転倒防止策）を施すなど、安全に設置してください。

なお、設置に当たり必要となる工事等に要する一切の費用は、設置事業者が負担してください。

#### (7) 衛生管理等

衛生管理、感染症対策等については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。

#### (8) 緊急連絡先の表示

設置事業者は、設置する全ての自動販売機に、故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問合せ及び苦情については全て設置事業者の責任において対応してください。

#### (9) 維持管理

##### ア フルオペレーション

設置事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、電気子メーターの設置及び検針、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障等の対応、定期点検、自動販売機内部・外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行ってください。

イ 作業時間等

作業内容及び作業時間等については、設置事業所等の管理者と事前協議し、承諾を得てください。作業については、本市業務に支障を来すことのないよう十分に注意して行ってください。

(10) 機器の変更

設置した自動販売機の機種の変更を行う場合は、あらかじめ設置事業所に申し出たうえで、承諾を得てください。

3 応募資格要件

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する方が、設置事業者に応募することができます。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録し、かつ、次に掲げる資格を有している方

ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について3年以上の実績を有していること

イ 「京都市まちの美化推進事業団」の会員又は会員申込手続が終了していること

ウ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと

(2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方で、次に掲げる資格を有し、かつ、

**自己を証明する書類（注）を提出する方**

ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について3年以上の実績を有していること

イ 「京都市まちの美化推進事業団」の会員又は会員申込手続が終了していること

ウ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと

エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと

オ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと

カ 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に関係すると認められる者でないこと

(ア) 申出者又は応募者である個人又は法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。以下同じ。）が暴力団員であるとき

(イ) 申出者又は応募者の経営に暴力団員が実質的に関与しているとき

(ウ) 申出者又は応募者である個人又は法人の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしているとき

(エ) 申出者又は応募者である個人又は法人の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し又は関与しているとき

(注) 自己を証明する書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、申込みに当たって、

以下の書類を提出してください（ただし、「※自己を証明する書類の提出が免除される方」を除く。）。

**<申込者又は応募者が個人であるとき>**

- ・ 印鑑登録証明書（申出日又は応募日から3か月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

**<申込者又は応募者が法人であるとき>**

- ・ 登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）（申出日又は応募日から3か月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

**※ 自己を証明する書類の提出が免除される方**

- 1 国内証券取引所上場企業
- 2 法に基づき、国や地方公共団体から免許、許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体からの免許、許可を得て設立される法人
- 3 その他企業実態について、特別の事情により、上記1及び2に準じて、本市の契約相手方とするに足りる信用性があると認められるもの

**※ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）の提出が免除される方**

- 1 国、地方公共団体、外郭団体、NPO法人・公益社団法人・公益財団法人等の法令等により設立に当たって暴力団員等が排除されている団体
- 2 相手方に有益な行為を行うことにならない事務事業  
自治連合会等の収益事業に該当しない使用料等が免除の案件（集会所、防災用具等倉庫用地など）など
- 3 同一年度において、同一業者から複数回の申請等を受け付ける場合、2回目以降の申請等
- 4 指定管理者として指定されている事業者、一般競争入札参加資格者、指名競争入札参加資格者など
- 5 京都市暴力団排除条例第6条に該当する場合（市民の権利を不当に侵害することとなる場合）

## 4 募集条件等

### (1) 使用許可の期間

設置事業者に対する使用許可の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とします。

なお、令和9年4月1日以降、それまでの使用状況や必要性を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、最長1年（令和10年3月31日まで）を限度に、使用許可を更新することができます。

使用許可を更新した場合、更新後の使用料（年額）は、更新前の使用料と同額とします。

（ただし、当該年度の本市最低使用料を下回る場合は、本市最低使用料とします。）

なお、使用許可の更新が一部施設にのみ適用された場合は、更新前の使用料を基に算出した額とします。

原則として、納入いただいた使用料の返金等はいりませんので、御留意ください。

## (2) 使用料

### ア 応募価格（提案使用料）

応募申込書の該当欄に、応募価格（提案使用料）として、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの使用料を記入してください。

### イ 使用料の納入

本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期日までに当該年度分の年額使用料を全額納入してください。

本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、使用許可を取り消します。

なお、この場合において、自動販売機の撤去に要する費用、その他一切の経費は、設置事業者の負担となります。

## (3) 必要経費

### ア 自動販売機の設置、撤去及び原状回復

自動販売機の設置、撤去及び原状回復は、設置事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は、設置事業者の負担とします。

### イ 電気料金

(ア) 自動販売機の運転に必要な電気料金は、自動販売機に設置する電気子メーターの検針に基づき設置事業者の実費負担とします。

(イ) 各施設が購入する電気料金の単価を乗じた実費とし、基本料金は要しない。ただし、各施設においては、電力購入先を入札により決定しており、料金単価は毎年度変動する。

(ウ) 電気使用量については、設置時点、各月末及び設置期間の末日において検針した電力量を本市に報告してください。

(エ) 電気料金は、四半期ごとに本市が発行する納入通知書に基づき、指定する期限内に納入してください。

## (4) 遵守事項等

ア 募集条件等を遵守し、使用料及び必要経費についてもそれぞれの期限までに確実に納付してください。

イ 本件の自動販売機設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止します。

ウ その他定めのない事項については、協議のうえ決定します。

## 5 応募申込手続等

### (1) 申込方法

#### ア 郵送による場合

##### (ア) 申込受付期間

**令和8年2月20日（金）から令和8年3月6日（金）まで（必着）**

##### (イ) 送付先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

京都市環境政策局適正処理施設部施設管理課（担当 横川、市場）宛て

(ウ) 送付方法

書留郵便で送付してください。

受付期間中に不着のときは、応募がなかったものとみなしますので御注意ください。

イ 持参による場合

(ア) 申込受付期間

**令和8年2月20日（金）から令和8年3月6日（金）**  
**【午前9時から正午まで、午後1時から5時まで】**  
**※受付は平日のみ**

(イ) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

京都市環境政策局適正処理施設部施設管理課（担当 横川、市場）まで

**(2) 必要書類（各1部ずつ）**

ア 応募申込書 **様式1**

イ 販売予定品目

ウ 設置予定機器等の仕様が分かる資料

エ 自己を証明する書類（3 応募資格要件の(2)に該当する場合）

※ イ、ウについては任意の様式で提出してください。

**(3) その他**

ア 上記以外による受付（電話、電子メール、ファックス等）は一切行いません。

イ 受付期間外の受付は、一切行いません。

ウ 応募申込書への金額の記入には、アラビア数字（0、1、2、3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

エ 使用する通貨単位は、日本国通貨（「円」）に限ります。

オ 提出された書類の返却は、一切行いません。

カ 書類の記入は、ボールペン又は万年筆で行ってください。

キ 応募申込書は、京都市情報館内の施設管理課のホームページからダウンロードできます。

**6 質問及び回答**

本件に関する質問があれば、質問書**様式2**にその内容を記入のうえ、持参してください。

**(1) 質問書受付期間（持参のみ）**

**令和8年2月20日（金）から令和8年2月25日（水）まで**  
**【受付時間は午前9時から正午、午後1時から午後5時まで】**

**(2) 質問書提出先**

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

京都市環境政策局適正処理施設部施設管理課（担当 横川、市場）まで

**(3) 質問に対する回答**

質問受付期間の末日の翌日から起算して3営業日以内（予定）に施設管理課ホームページに掲載して回答します。

なお、本市において、本事業の実施に関係がないと判断した質問に対しては、お答えしませんので、あらかじめ御了承ください。

#### (4) その他

- ア 公平で厳正な選定を確保するため、質問書による質問以外（電話、電子メール、ファックス等）には、一切応じられません。
- イ 応募状況、審査等に関する問合せには、一切応じられません。
- ウ 質問書の様式は、京都市情報館内の施設管理課のホームページからダウンロードできます。

### 7 設置事業者の決定

#### (1) 決定方法

- ア 提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで、「3 応募資格要件」を満たす者のうち、応募価格（提案使用料）が、「2 設置条件等」で本市が設定した最低使用料以上で、最高金額を提示した応募者を設置事業者に決定します。
- イ 上記の最高金額である応募者が2者以上あった場合は、当該応募者の立会いのもと、くじにより決定します。

#### (2) 決定予定日

令和8年3月13日（金）

#### (3) 決定後の通知及び公表

上記のとおり決定した後、各応募者へ選定結果と落札金額を通知します。

また、京都市情報館内の施設管理課のホームページにおいて、決定された設置事業者が、法人か個人かの区分と決定金額を掲載します。

#### (4) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

- ア 指定の日時までに応募書類等を提出しなかったもの
- イ 応募者の署名又は記名押印がないもの
- ウ 同一の応募者が複数応募したときは、その全部のもの
- エ 他の応募者の応募を掛け持ちしたときは、その全部のもの
- オ 応募価格（提案使用料）及び応募者の氏名その他の主要な部分が識別し難いもの又は漏れているもの
- カ 応募者による訂正印のない応募価格（提案使用料）の訂正、削除及び挿入等があるもの
- キ 設置事業者の決定に関し、不正な行為を行ったもの
- ク その他、当該仕様書及び要項の応募に関する条件に違反したもの

### 8 設置事業者決定後の手続

#### (1) 書類提出

- ア 清涼飲料水自動販売機の設置義務（設置事業者自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有していることを証明する書類
- イ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないことを証明する書類
- ウ 京都市まちの美化推進事業団の会員でない場合は、京都市まちの美化推進事業団入会申込書の受領書

エ 図面等、設置する自動販売機の仕様が分かる資料等の一式

## (2) 行政財産使用許可申請

本市指定の様式により、行政財産使用許可申請書等を提出し、行政財産使用許可の手続を行ってください。

## (3) 標準保証書の提出

一許可あたりの単年度の使用料が50万円を超える場合は、使用許可の申請の際に保証人予定者を内申いただき、次の資格要件を満たしていることが証明できる書類を添えて御提出ください※1。

使用許可後に利用事業者及び保証人の署名又は記名等※2のある標準保証書を御提出ください。

<保証人の資格要件>

保証人は、次に掲げるいずれの資格も満たす者でなければならない。

- 1 日本国内に住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所）を有すること（可能な限り本市又は本市に隣接する市町村の区域内に住所を有すること）。
- 2 使用料の年額の5倍以上の年間所得又はこれに相当する固定資産評価額の不動産を有すること。

※1 保証人を立てることが困難な場合は、使用料（年額）の1/4の保証金を納付ください。

※2 法人の場合は代表者印（丸印）、個人の場合は運転免許証等の本人確認書類を求めます。

## 9 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可の手続に応じなかったとき
- (2) 設置事業者の決定後、「3 応募資格要件」を満たさなくなったとき
- (3) その他、本市が行政財産使用許可の相手方として不適当と認めたとき

## 10 その他

- (1) 4-(3)に記載する必要経費のほか、応募、質問及び行政財産使用許可の手続に要する一切の費用は、設置事業者の負担とします。
- (2) 設置事業者には、自動販売機の設置後、本市が指定する様式により、毎月の販売実績を報告していただきます。
- (3) 自動販売機ごとの販売実績については、別紙1「自動販売機及び販売実績一覧」のとおりです。別紙2「自動販売機配置図」に記載の施設の所在地及び職員数等と併せて応募価格（提案使用料）を算定してください。

なお、販売実績は参考であり、売上げを保証するものではありません。

- (4) 使用予定事業者の決定後、当該事業者が辞退の意向を示した場合

ア 当該事業者へ損害賠償請求を行うことがあります。

イ 当該事業者の決定を取り消したうえで、次点の者を繰り上げて新たな使用予定事業者とするか、再公募を行うことがあります。

**【問合せ先】**

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

京都市環境政策局適正処理施設部施設管理課（担当 横川、市場）

電話：（075）222-3964

HPアドレス <http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

## ○自動販売機及び販売実績一覧

施設名称	設置番号	台数	設置場所	寸法上限(幅×奥行×高さ)	販売実績 (本)
北部クリーン センター	北ク①	1台	構内周回道路	W1300×D800×H2000	2,518
	北ク②	1台	1階プラットホーム	W1400×D800×H2000	2,237
	北ク③	1台	5階食堂	W1400×D800×H2000	1,809
東北部クリーン センター	東北ク①	1台	管理棟1階玄関ホール	W1300×D800×H2000	1,731
南部クリーン センター	南ク①	1台	工場棟1階事務室横	W1300×D800×H1850	1,344
	南ク②	1台	工場棟3階プラットホーム	W1400×D800×H1850	1,595
	南ク③	1台	工場棟1階環境学習施設	W1400×D800×H1850	2,714
	南ク④	1台	環境学習見学通路	W1400×D800×H1850	
埋立事業管理 事務所	埋立①	1台	埋立事業管理事務所前	W1500×D800×H2000	1,375
旧塔ノ森埋立用地 (仮設グラウンド)	塔①	1台	公園管理事務所前	W1500×D800×H2000	2,062

※ 寸法上限には、空容器の回収箱設置場所及び使用電力計測用の子メーター設置寸法を含みます。

※ 使用電力計測用の子メーターを自動販売機の上部に設置する場合は、天井の点検口等の構造物の位置に十分配慮し、支障が生じない箇所に設置してください。

## ＜販売実績について＞

令和7年4月1日から同年11月末日までの実績です。

缶、びん、ペットボトル等全ての販売本数合計です。

容器の形状別、販売単価別の販売実績は公表しません。

南ク④については、新たに設置する箇所のため、販売実績がありません。

自動販売機配置図（令和7年12月31日現在）

1 北部クリーンセンター

- (1) 所在地 右京区梅ヶ畑高鼻町27
- (2) 職員数 105名（運転監視業務及び北部資源リサイクルセンター運営委託業者含む）

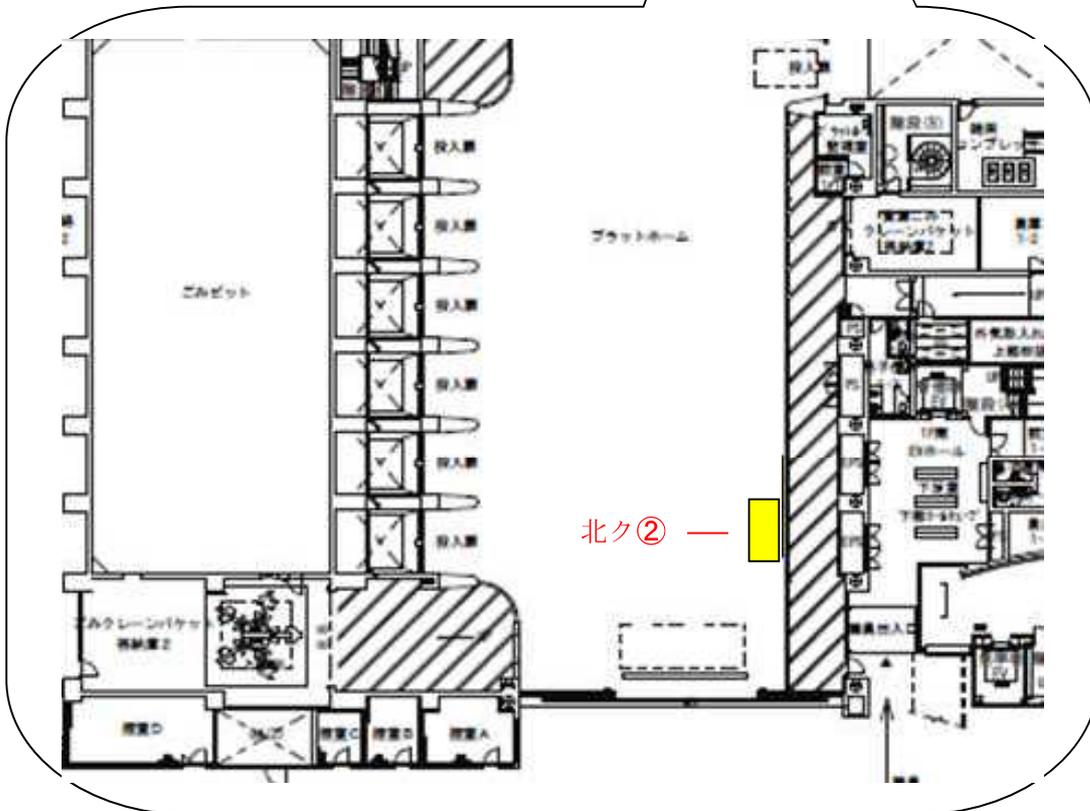
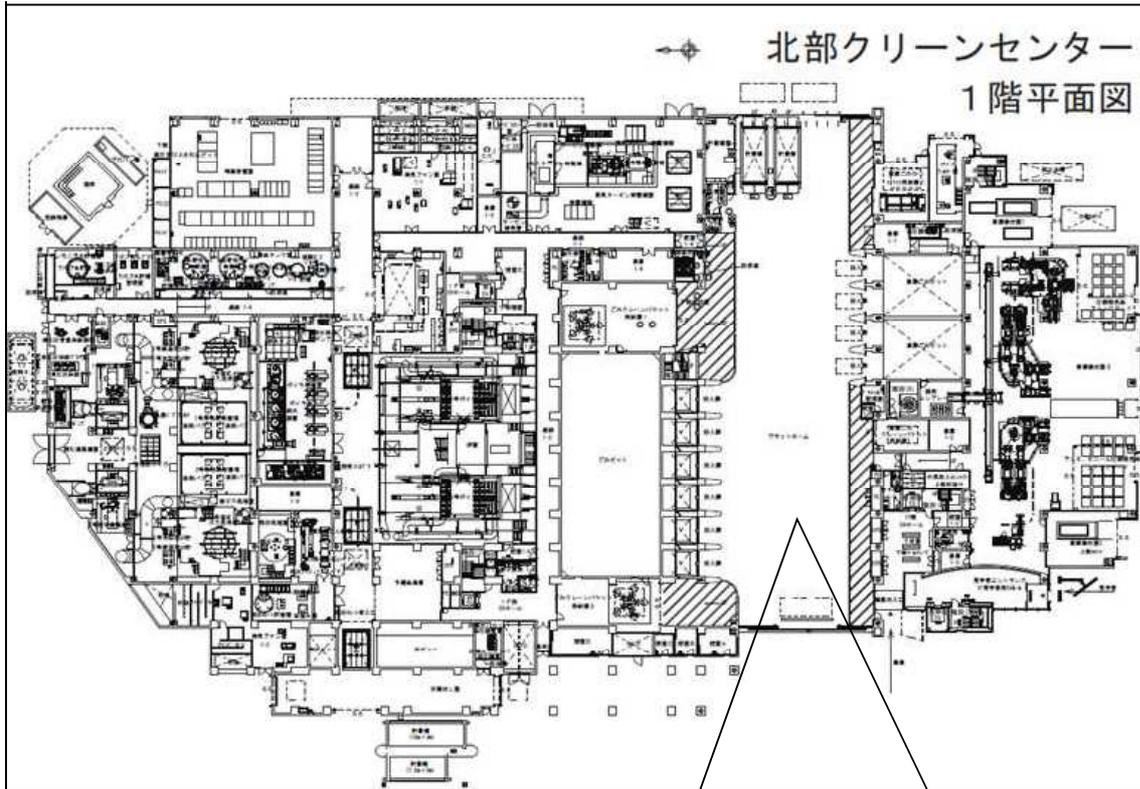
○位置図



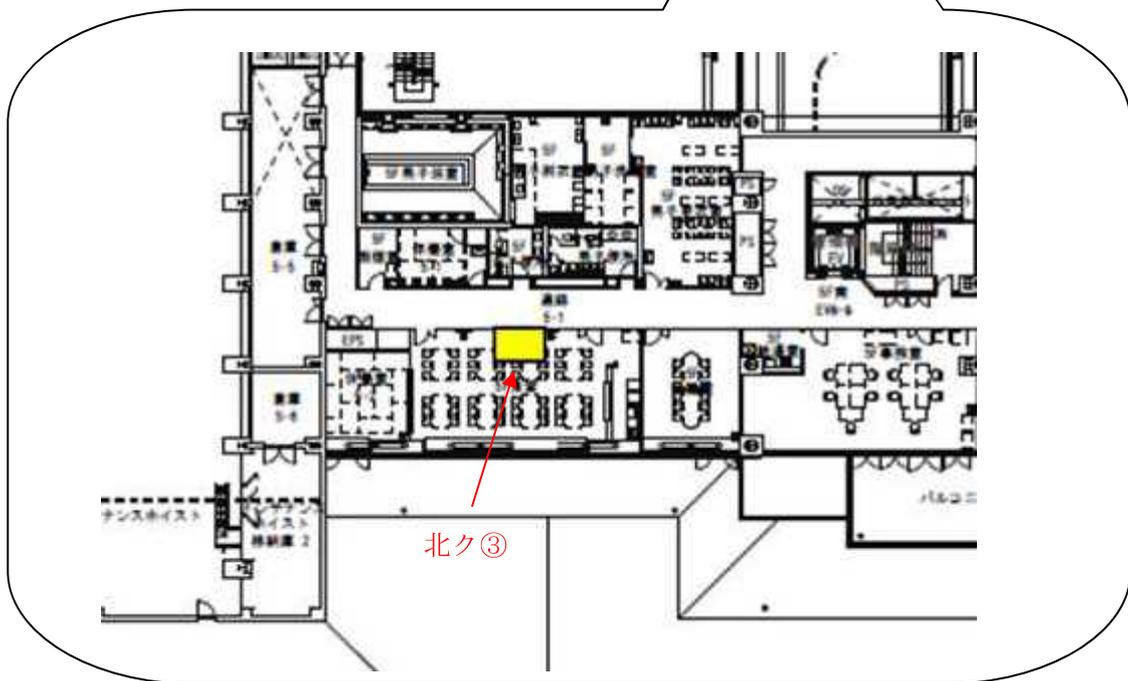
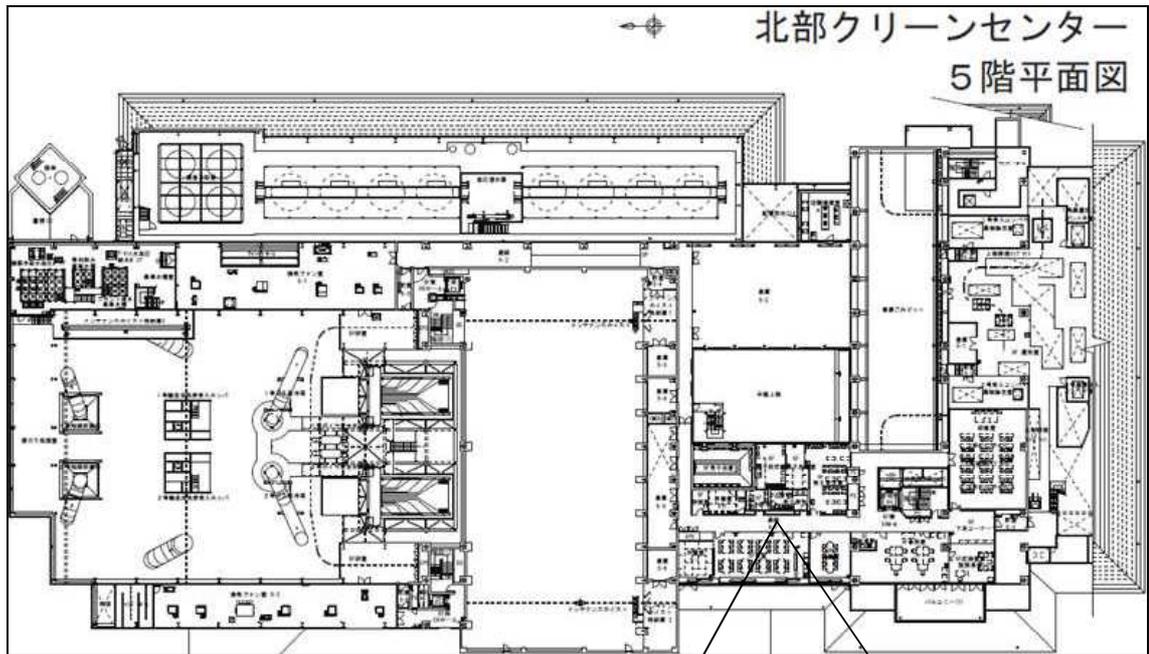
○配置図（構内周回道路）



○配置図（1階プラットホーム）



○配置図（5階食堂）



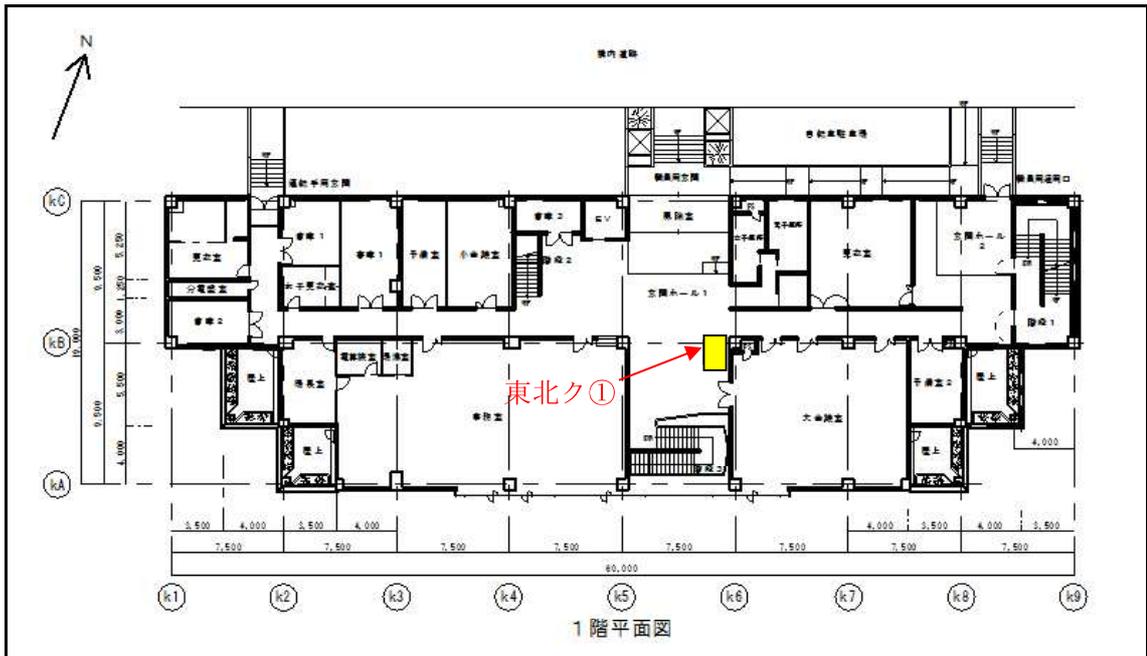
2 東北部クリーンセンター

- (1) 所在地 左京区静海市原町 1339
- (2) 職員数 85名 (運転監視業務委託業者を含む)

○位置図



○配置図 (管理棟 1階玄関ホール)



### 3 南部クリーンセンター

- (1) 所在地 伏見区横大路八反田 2 9
- (2) 職員数 1 2 8 名 (運転監視業務委託業者を含む)

#### ○位置図

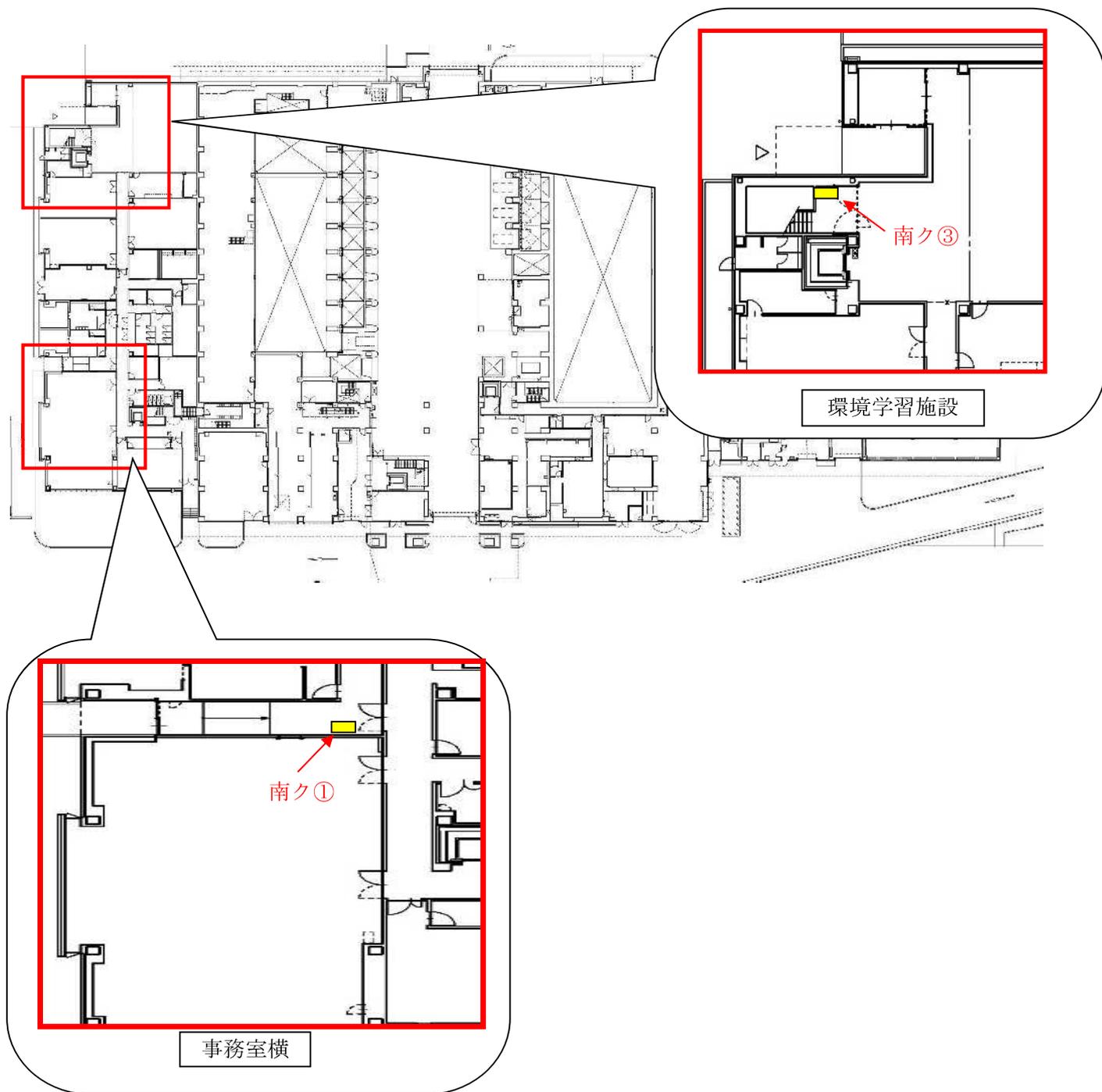


#### ○配置図 (全体)

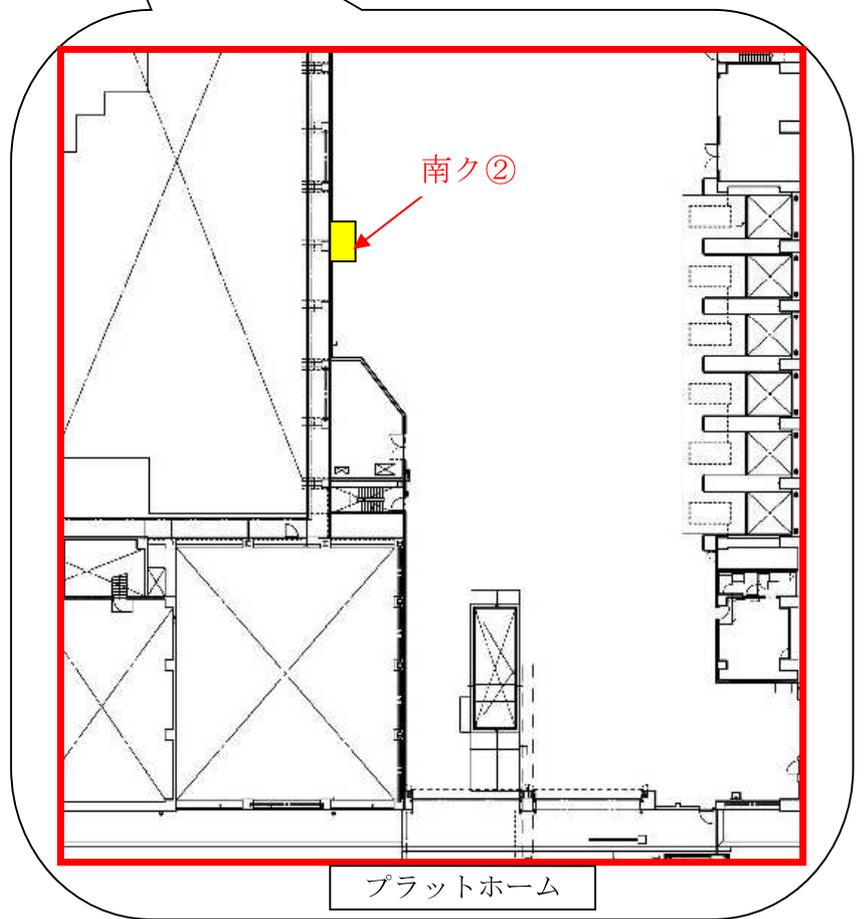
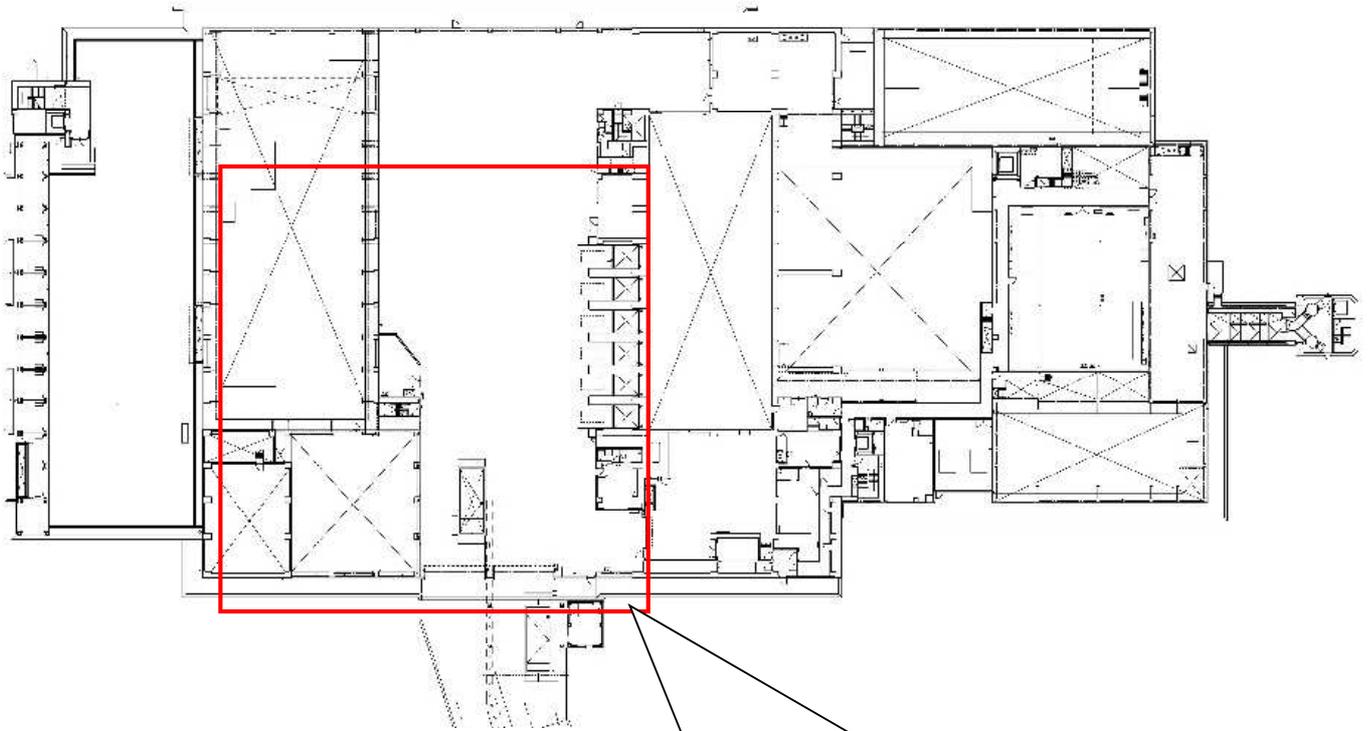


※設置箇所が砂利になりますので、補強が必要です。

○配置図（工場棟 1階事務室横、環境学習施設）



○配置図 (工場棟3階プラットフォーム)



#### 4 埋立事業管理事務所

- (1) 所在地 伏見区醍醐上山田 1 ほか
- (2) 職員数 18 名 (浸出水処理施設委託業者を含む)

##### ○位置図



##### ○配置図 (埋立事業管理事務所前)



5 旧塔ノ森埋立用地（仮設グラウンド）

(1) 所在地 南区上鳥羽塔ノ森上河原

(2) 利用者数 50名（1日当たり ※変動する場合あり）

○位置図



○配置図（公園管理事務所前）

